

- |    |   |  |
|----|---|--|
| 改正 | 平成12年7月21日条例第99号<br>〔社会福祉事業法等の一部改正に伴う<br>関係条例の整理に関する条例第2条に<br>よる改正〕<br>平成25年10月15日条例第48号<br>〔第1次改正〕 | 平成12年12月20日条例第125号<br>〔中央省庁等改革関係法の制定等に伴<br>う関係条例の整理に関する条例第9条<br>による改正〕<br>平成26年10月14日条例第99号<br>〔北海道認定こども園の認定の要件に<br>関する条例及び北海道社会福祉審議会<br>条例の一部を改正する条例第2条によ<br>る改正〕 |
|----|---|--|

平成28年10月18日条例第91号  
〔第2次改正〕

北海道社会福祉審議会条例をここに公布する。

北海道社会福祉審議会条例

（趣旨）

第1条 この条例は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第7条第1項に規定する審議会その他の合議制の機関（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

一部改正〔平成12年条例99号・125号〕

（名称）

第2条 審議会の名称は、北海道社会福祉審議会とする。

（組織）

第3条 審議会は、委員35人以内で組織する。

2 委員の任期は、3年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

一部改正〔平成25年条例48号〕

（委員長の職務の代理）

第4条 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

（会議）

第5条 審議会の会議は、委員長が招集する。

2 委員長は、委員の4分の1以上が審議すべき事項を示して招集を請求したときは、審議会を招集しなければならない。

3 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

5 臨時委員は、当該特別の事項について会議を開く場合には、前2項の規定の適用については、委員とみなす。

（専門分科会）

第6条 審議会の専門分科会（民生委員審査専門分科会を除く。）に属すべき委員及び臨時委員は、委員長が指名する。

2 審議会の各専門分科会に専門分科会長を置き、その専門分科会に属する委員及び臨時委員の互選によってこれを定める。

3 専門分科会長は、その専門分科会の事務を掌理する。

4 専門分科会長に事故があるときは、専門分科会長があらかじめ指名する委員又は臨時委員がその

職務を代理する。

(調査審議事項の特例)

第7条 審議会は、社会福祉法第12条第1項の規定により、児童福祉に関する事項を調査審議するものとする。

2 審議会は、社会福祉法第12条第1項の規定により、精神障害者福祉に関する事項を調査審議することができるものとする。

一部改正〔平成12年条例99号・28年91号〕

(幼保連携型認定こども園に関する調査審議)

第8条 審議会は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第25条に規定する審議会その他の合議制の機関とし、同法第17条第3項、第21条第2項及び第22条第2項並びに北海道認定こども園の認定の要件並びに設備及び運営の基準を定める条例(平成18年北海道条例第78号)第11条の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議するものとする。

追加〔平成26年条例99号〕

(委員長への委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、委員長が審議会に諮って定める。

一部改正〔平成26年条例99号〕

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

(北海道地方社会福祉審議会の調査審議事項の特例に関する条例の廃止)

2 北海道地方社会福祉審議会の調査審議事項の特例に関する条例(平成11年北海道条例第38号)は、廃止する。

(北海道青少年保護育成条例の一部改正)

3 北海道青少年保護育成条例(昭和30年北海道条例第17号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則(平成12年7月21日条例第99号)

〔社会福祉事業法等の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の附則〕

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成12年12月20日条例第125号)

〔中央省庁等改革関係法の制定等に伴う関係条例の整理に関する条例の附則〕

この条例は、平成13年1月6日から施行する。(後略)

附 則(平成25年10月15日条例第48号)

〔北海道社会福祉審議会条例の一部を改正する条例の附則〕

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成26年10月14日条例第99号)

〔北海道認定こども園の認定の要件に関する条例及び北海道社会福祉審議会条例の一部を改正する条例の附則〕

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から起算して1年6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、附則第5項の規定は、公布の日から施行する。

(平成27年2月規則第6号で、同27年4月1日から施行)

(経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)から起算して5年間は、第1条の規定による改正後の北海道認定こども園の認定の要件並びに設備及び運営の基準を定める条例(以下「改正後の条例」という。)第13条第1項から第4項までの規定にかかわらず、これらの規定によりみなし幼保連携型認定こども園(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律(平成24年法律第66号。以下「改正法」という。)附則第3条第2項に規定するみなし幼保連携型認定こども園をいう。次項において同じ。)に配置しなければならない職員

の数については、なお従前の例によることができる。

- 3 みなし幼保連携型認定こども園の設備については、改正後の条例第14条の規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。
- 4 施行日から起算して5年間は、副園長又は教頭を置く幼保連携型認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。）についての改正後の条例第13条第3項の規定の適用については、同項中「かつ、」とあるのは、「又は」とする。
- 5 知事は、改正法附則第9条の規定により改正法による改正後の就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第17条第1項の認可の手續その他の行為を行おうとするときは、施行日前においても、北海道社会福祉審議会に対し同条第3項の規定による意見の聴取を行うことができる。この場合において、北海道社会福祉審議会は、当該意見の聴取に係る事項を調査審議するものとする。

（規則への委任）

- 6 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、規則で定める。

附 則（平成28年10月18日条例第91号）

〔北海道社会福祉審議会条例の一部を改正する条例の附則〕

この条例は、公布の日から施行する。